

石川県公報

令和4年5月26日(木曜日)

号 外

(第48号)

目 次

土木部(水道用水供給事業)		人事委員会	
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正	1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	11

土木部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第1号

石川県企業職員の給与に関する規程(昭和42年石川県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年5月26日

石川県知事 馳 浩

第2条の2第1項の表手取川水道事務所の項中

主事	技師
技師	

を

技師	主事
	技師

に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の石川県企業職員の給与に関する規程は、令和4年4月8日から適用する。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二イの表知事の事務部局の部歴史博物館の項の次に次のように加える。

図書館		司書主査		担当課長				
		司書主任						

別表第二イの表教育委員会の部図書館の項を削る。

第三条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事の事務局	本庁			室次長 政策調整員 主任主計員 主任企画員	課長補佐 主任主計員 主任企画員 船長 機関長	担当課長 室長 室次長 船長	知事室次長 企画振興部課長 課参事 所長 室長 室次長	危機管理監室次長 新幹線・交通対策 監 少子化対策監 出納室長 室長		危機管理監 参事 技監
						准教授	次長	所長		
	自治研修センター					課長	次長		所長	
	東京事務所			係長		課長	次長			
	県税事務所			係長	担当課長 係長	課長 担当課長	所長 次長			
	県総合事務所				担当課長	部長 部次長 課長 担当課長	部長 部次長	所長		所長
	消防学校						校長 教頭			
	美術館					課長				
	歴史博物館					課長				
	図書館			課長 司書主査 司書主任	課長 司書専門員	課長 担当課長				
	白山ろく民俗資料館				副館長					
	能楽堂					副館長				
	石川四高記念文化交 流館					課長				
	女性センター									
	保健福祉センター					次長 部次長 課長 担当課長	館長 部長 部次長			

農林総合事務所	担当課長	農林事務所長 次長 部長 副部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	農林事務所長 次長 部長 課長	農林事務所長	所長
農林総合研究センター	担当課長	副場長 課長 担当課長 室長 担当課長	次長 中央普及支援センター長		
家畜保健衛生所		担当課長			
水産総合センター	機関長 船長	部長			
土木総合事務所	担当課長 係長	次長 企画調整担当次長 地域調整担当次長 工事管理専門官 課長 担当課長	次長 土木事務所長	所長	所長
ダム管理事務所		所長 担当課長			
安原・高橋川工事事務所		次長 課長 担当課長	所長		
港湾事務所	機関長	次長 課長 担当課長	所長 次長		
金沢城・兼六園管理事務所 共通	担当課長	次長 課長	所長 次長		
議会事務局			課長	次長	局長

人事委員会事務局	主事	主事	主事			課長	次長	局長		局長
監査委員事務局					主任調査員		課長 課参事	局長 次長		
労働委員会事務局						担当課長	次長	局長		
警察 本部	主事 技師	主任 主事 技師	係長 主任	課長補佐 隊長補佐 係長	管理官 調査官 隊長補佐	担当課長	課長 上席管理官	統括参事官 参事官		首席参事官
	主事 技師	主任 主事 技師	係長 主任	課長 係長	会計官 課長	係長	副署長 会計官			
			係長	係長	事務長	事務長				
教育 委員 会				課長補佐 主任管理主事 主任指導主事 管理主事 指導主事	室次長 主任指導主事 主任管理主事	課長 主任管理主事	課長 担当課長 室次長 課参事	教育次長		教育次長
	教育事務所					課長 主任管理主事	所長			
教員総合研修センター						次長 主任指導主事(師 範) 主任指導主事(師 範代) 主任指導主事				所長
	生涯学習センター					担当課長	館長 副館長			
輪高漆芸技術研修所						次長 課長				
金沢城調査研究所						副所長 担当課長	所長			
高等学校 特別支援学校 共通						事務長				
	主事 技師	主事 技師		事務長 事務長	事務長 事務長					

二 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事 の事 務部 局	本庁				課長補佐 主幹	
	美術館		学芸主任	担当課長 専門員	課長	
	歴史博物館		学芸主任	課長 学芸主幹 学芸主査		
	リハビリテーションセンター 保健環境センター		専門研究員		主幹 部長 副部長 研究主幹	次長 部長
	白山自然保護センター				次長 研究主幹	
	工業試験場			主任研究員 研究員	九谷焼技術センター所長 部長 担当部長 副部長 室長 研究主幹	次長 担当部長
	九谷焼技術研修所			研究員	次長 研究主幹	
	農林総合研究センター				副場長 能登畜産センター所長 部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 副場長
	水産総合センター			事業所長	事業所長 内水面水産センター所長 部長 研究主幹	所長 次長

「系長
所長」

に改め、別表第二三の表から下の表までを次のように改める。

別表第二二の表警察の部本部の項中「分駐隊長
通信指令官」を「分駐隊長
中隊長
通信指令官」に改め、同部警察署の項中「係長」を
「係長
中隊長
通信指令官」に改め、同部警察署の項中「係長」を

共通	技師 学芸員					
警察 本部	研究員 研究技師	主任研究員 研究員	管理官 調査官	所長 上席管理官		

ホ 医療職給料表(一) 等級別基準職務分類表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
組織				
知事 の事 務部 局		主幹	部長 部次長	
県総合事務所			部長	
リハビリテーションセンター			次長	
こころの健康センター			所長	
中央病院			母子医療センター部長 母子医療センター一部部長	
共通	医員	医員		

ヘ 医療職給料表(二) 等級別基準職務分類表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
組織							
知事 の事 務部 局			専門員	主幹	主幹	担当課長 課長補佐	課参事
県総合事務所						部次長 課長	部次長
保健福祉センター						次長 担当課長 主幹	次長 課長
リハビリテーションセンター				主任技師		主幹 専門員	次長
中央病院			主査	主任専門員	主幹 主任専門員 主任技師 技師長	副部長 室長 室次長 主幹	部長 副部長 室長 室次長

こころの病院					看護師長 主査	担当課長 主任技師			
総合看護専門学校					教務主任	副校長 教務主任 教務主査 主任技師			
保育専門学園						副園長			
共通				技師					
本部				技師					
警察						課長補佐			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は令和四年四月一日から、第二条による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は同月八日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二県総合事務所の項中「地域センター担当課長及び主幹」の下に「、納税課長」を加え、同表県税事務所の項中「総務課長」の下に「、不動産取得税課長」を加え、同表農林総合研究センターの項中「林業試験場担当課長」の下に「、中央普及支援センター担当課長」を加え、同表図書館の項中「担当課長」を「経営管理課長」に改め、同表備考3中「、図書館」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和四年四月八日から適用する。

